

平成27年度 弘前市保育料基準額表(2号・3号認定)(予定)

単位:円

各月初日の児童の属する世帯の区分		月額保育料基準額								(参考) 国が定める保育料基準額				
		保育標準時間				保育短時間				保育標準時間		保育短時間		
		3歳未満児		3歳児	4歳以上	3歳未満児		3歳児	4歳以上	3歳未満児	3歳以上	3歳未満児	3歳以上	
第1子・第2子	第3子以降	第1子・第2子	第3子以降											
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	市民税非課税世帯	① 母子・父子世帯等 ② 在宅障がい児(者)のいる世帯 ③ 生活保護世帯に準ずる世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B2		上記以外の世帯	5,600	1,860	3,800	3,800	5,600	1,860	3,800	3,800	9,000	6,000	9,000	6,000
C1	市民税均等割のみ及び市民税所得割～48,599円	① 母子・父子世帯等 ② 在宅障がい児(者)のいる世帯 ③ 生活保護世帯に準ずる世帯	12,000	4,000	10,000	10,000	11,800	3,930	9,800	9,800	18,500	15,500	18,300	15,300
C2		上記以外の世帯	13,000	4,330	11,000	11,000	12,800	4,260	10,800	10,800	19,500	16,500	19,300	16,300
D1	市民税所得割の範囲	48,600円～72,799円	19,500	6,500	17,500	17,500	19,100	6,360	17,100	17,100	30,000	27,000	29,600	26,600
D2		72,800円～96,999円	22,500	7,500	20,000	20,000	22,100	7,360	19,600	19,600				
D3		97,000円～132,999円	27,000	23,830	24,000	24,000	26,400	23,640	23,400	23,400	44,500	41,500	43,900	40,900
D4		133,000円～168,999円	31,000	25,160	28,000	27,000	30,400	24,970	27,400	26,400				
D5		169,000円～234,999円	36,000	32,330	30,000		35,100	32,040	29,100		61,000	58,000	60,100	57,100
D6		235,000円～300,999円	40,000	33,660	33,000	39,100	33,370	32,100	80,000	77,000				
D7		301,000円～396,999円	47,000	42,330		45,800	41,940				104,000	101,000	102,400	99,400
D8		397,000円～	55,000	45,060	53,400	44,530								

※1 2人以上の児童(就学前に限る)が下記の施設に入所等をしている場合、2人目は保育料基準額の半額(10円未満切り捨て)、3人目以降は無料となります。

なお、1人目、2人目は年齢の高い方から数えます。

①保育所、②認定こども園、③幼稚園、④特別支援学校幼稚部、⑤児童発達支援及び医療型児童発達支援、⑥情緒障害児短期治療施設通所部

⑤は利用している場合、⑥は通所している場合

※2 4～8月分は平成26年度市民税額、9月～翌年3月までは平成27年度市民税額に基づいて階層を決定します。

※3 第3子以降の保育料については、国の法改正等により変更になる場合があります。

※4 平成27年3月31日現在の満年齢が基準となるため、入所日以降に誕生日を迎えても年度内の保育料は変わりません。

※5 保育料決定に係る市民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等を適用する前の額となります。

2人以上同時入所の場合

1人目:基準額

2人目:基準額の半額

3人目以降:無料